

---

# 第6期美里町障害福祉計画・第2期美里町障害児福祉計画

(令和3年度～令和5年度)

## 計画書案概要

---

### I 計画の基本事項

---

#### 1 計画策定にあたって

平成30年3月に、「障害のある人も、ない人も一人ひとりが輝き、ともに生きるまちづくり」を基本理念に掲げ、「地域生活支援の充実」・「暮らしやすい環境づくりの推進」・「自立支援と社会参加の促進」を基本目標とした平成30年から令和5年までの6年間の基本計画である「第3期美里町障害者計画」を策定しました。同時に、国の指針に即し、障害福祉サービス及び相談支援事業、地域生活支援事業の提供体制の確保を計画的に図るための「第5期美里町障害福祉計画」及び「第1期美里町障害児福祉計画」を策定し、サービスの提供に努めています。

このたび、平成30年度から令和2年度までを計画期間とした「第5期美里町障害福祉計画」及び「第1期美里町障害児福祉計画」が期間満了を迎えることから、現状分析や国の基本指針を踏まえ、「第6期美里町障害福祉計画」及び「第2期美里町障害児福祉計画」を策定するものです。

#### 2 計画の位置づけ

##### (1) 法的根拠

- 障害者基本計画（障害者基本法 第11条 第3項）

⇒ 主に障害者施策の基本理念と施策の方向性を定めます。

- 障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第88条 第1項）

⇒ 主に数値目標と障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の見込み量を定めます。

- 障害児福祉計画（児童福祉法 第33条の20 第1項）

⇒ 主に数値目標と障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の見込み量を定めます。

##### (2) 関連計画との調和

本計画は、障害者基本法に基づく障害者施策の基本理念と施策の方向性を定めた「美里町障害者計画」の一部をなすものであり、障害に関する福祉サービスに関する具体的な数値目標などを定めるものです。また、計画の策定にあたっては、上位計画である「美里町総合計画・美里町総合戦略」や「美里町地域福祉計画」及びその各分野別計画と整合性を図るものとします。

### (3) 計画期間

本計画は、平成 30 年度から令和 2 年度までを計画期間とした第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画の見直しを行い、令和 3 年度から令和 5 年度までの計画期間とします。

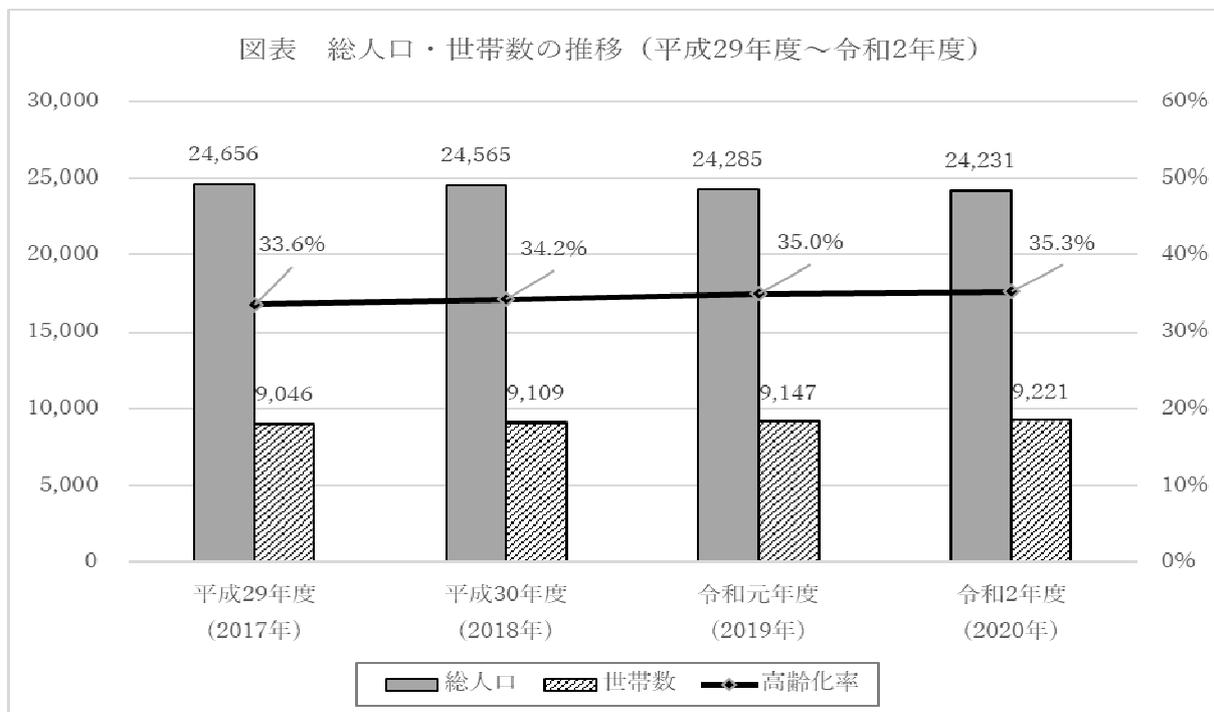
図表 計画期間

| 平成<br>30 年度                                     | 令和<br>元年度 | 令和<br>2 年度 | 令和<br>3 年度  | 令和<br>4 年度 | 令和<br>5 年度 | 令和<br>6 年度                        | 令和<br>7 年度 | 令和<br>8 年度 |
|---|-----------|------------|---|------------|------------|-----------------------------------|------------|------------|
| 第 3 期美里町障害者計画<br>(平成 30 年度～令和 5 年度)<br>(障害者基本法) |           |            |   |            |            | 第 4 期美里町障害者計画<br>(予定)<br>(障害者基本法) |            |            |
| 第 5 期美里町障害福祉計画<br>(現計画)                         |           |            | 第 6 期美里町障害福祉計画<br>(令和 3 年度～令和 5 年度)<br>(障害者総合支援法) |            |            | } 数値目標とサービスなどの見込量                 |            |            |
| 第 1 期美里町障害児福祉計画<br>(現計画)                        |           |            | 第 2 期美里町障害児福祉計画<br>(令和 3 年度～令和 5 年度)<br>(児童福祉法)   |            |            |                                   |            |            |

## Ⅱ 障害のある人を取り巻く環境

### 1 美里町人口・世帯数の推移

人口と世帯数の推移の把握として、平成 29 年以降の住民基本台帳における本町の総人口の推移をみると、平成 29 年度からの 4 年間で 425 人減少し、令和 2 年度では 24,231 人となっています。一方、世帯数は、平成 29 年度からの 4 年間で 175 世帯増加し、9,221 世帯となっています。



(単位：人・％・世帯)

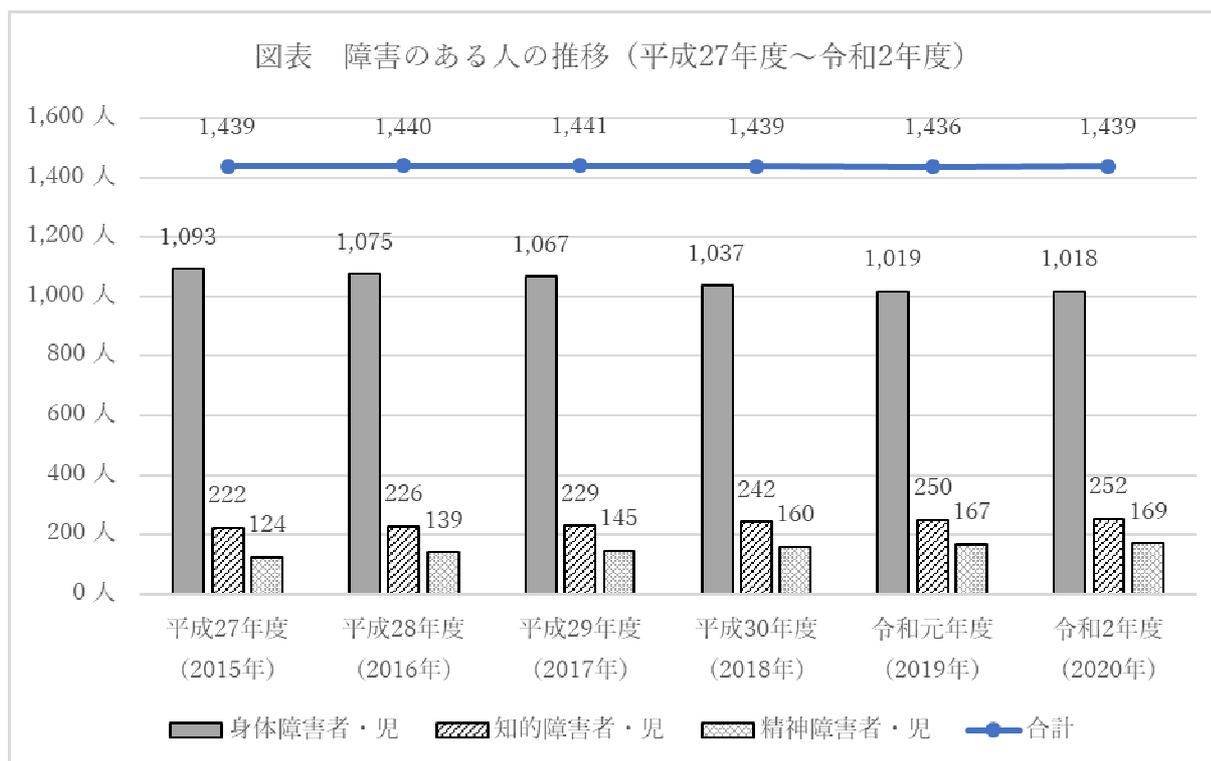
| 区 分              | 平成 29 年度<br>(2017)       | 平成 30 年度<br>(2018) | 令和元年度<br>(2019) | 令和 2 年度<br>(2020) |        |
|------------------|--------------------------|--------------------|-----------------|-------------------|--------|
| 総 人 口            | 24,656                   | 24,565             | 24,285          | 24,231            |        |
| 3<br>区<br>分<br>別 | 年 少 人 口<br>(15 歳未満)      | 2,776              | 2,749           | 2,713             | 2,667  |
|                  | 生 産 年 齢 人 口<br>(15～64 歳) | 13,586             | 13,424          | 13,069            | 13,020 |
|                  | 老 年 人 口<br>(65 歳以上)      | 8,294              | 8,392           | 8,503             | 8,544  |
| 高 齢 化 率          | 33.6                     | 34.2               | 35.0            | 35.3              |        |
| 世 帯 数            | 9,046                    | 9,109              | 9,147           | 9,221             |        |

資料：住民基本台帳（各年度 3 月末現在、令和 2 年度は 9 月末現在）

## 2 障害者（児）数の推移

### (1) 障害手帳所持者数

本町の障害者（児）数の状況を、平成 27 年度以降（各年度 3 月末日現在）の手帳交付者数の推移からみると、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者の総数は、ほぼ横ばいで推移しており、令和 2 年度は 1,439 人（重複含む）の方が障害者手帳の交付を受けています。また、住民基本台帳の総人口に占める障害手帳所持者の割合は 5.9%となっています。



(単位：人)

|         | 平成 27 年度<br>(2015) | 平成 28 年度<br>(2016) | 平成 29 年度<br>(2017) | 平成 30 年度<br>(2018) | 令和元年度<br>(2019) | 令和 2 年度<br>(2020) |
|---------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-----------------|-------------------|
| 合 計     | 1,439              | 1,440              | 1,441              | 1,439              | 1,436           | 1,439             |
| 身体障害者・児 | 1,093              | 1,075              | 1,067              | 1,037              | 1,019           | 1,018             |
| 知的障害者・児 | 222                | 226                | 229                | 242                | 250             | 252               |
| 精神障害者・児 | 124                | 139                | 145                | 160                | 167             | 169               |

資料：健康福祉課（各年度 3 月末日現在、令和 2 年度は 9 月末日現在）

## (2) 身体障害のある人

本町における身体障害者手帳所持者は年々減少傾向にあり、令和2年9月末現在の手帳所持者数は1,018人、本町の障害のある人の概ね7割(70.7%)を占め、ほとんどが18歳以上となっています。

手帳の等級別では「1級」が最も多く、令和2年の所持者数は310人、障害の種類別では、肢体不自由が533人で身体障害のある人全体の5割(52.4%)を占めています。

図表 身体障害のある人の推移(平成29年度～令和2年度)

(単位:人・%)

|              | 平成29年度<br>(2017) | 平成30年度<br>(2018) | 令和元年度<br>(2019) | 令和2年度<br>(2020) |
|--------------|------------------|------------------|-----------------|-----------------|
| 身体障害者・児      | 1,067            | 1,037            | 1,019           | 1,018           |
| 18歳未満        | 14               | 17               | 19              | 17              |
| 18歳以上        | 1,053            | 1,020            | 1,000           | 1,001           |
| 障害者数全体に占める割合 | 74.0             | 72.1             | 71.0            | 70.7            |

図表 手帳の等級の推移(平成29年度～令和2年度)

(単位:人)

|    | 平成29年度<br>(2017) | 平成30年度<br>(2018) | 令和元年度<br>(2019) | 令和2年度<br>(2020) |
|----|------------------|------------------|-----------------|-----------------|
| 1級 | 348              | 335              | 318             | 310             |
| 2級 | 172              | 160              | 157             | 156             |
| 3級 | 144              | 143              | 144             | 144             |
| 4級 | 268              | 261              | 261             | 271             |
| 5級 | 88               | 89               | 88              | 85              |
| 6級 | 47               | 49               | 51              | 52              |

図表 障害の種類別の推移(平成29年度～令和2年度)

(単位:人)

|       | 平成29年度<br>(2017) | 平成30年度<br>(2018) | 令和元年度<br>(2019) | 令和2年度<br>(2020) |
|-------|------------------|------------------|-----------------|-----------------|
| 視覚障害  | 71               | 67               | 71              | 69              |
| 聴覚障害  | 84               | 79               | 79              | 80              |
| 平衡機能  | 1                | 1                | 1               | 1               |
| 音声言語  | 10               | 10               | 9               | 9               |
| 肢体不自由 | 586              | 556              | 538             | 533             |
| 心臓機能  | 171              | 184              | 181             | 183             |
| じん臓機能 | 76               | 75               | 72              | 72              |
| 呼吸器機能 | 17               | 14               | 15              | 16              |
| 直腸機能  | 47               | 47               | 48              | 51              |
| 小腸機能  | 1                | 1                | 2               | 2               |
| 免疫機能  | 1                | 1                | 1               | 1               |
| 肝臓機能  | 2                | 2                | 2               | 1               |

資料:健康福祉課(各年度3月末現在、令和2年度は9月末現在)

### (3) 知的障害のある人

本町における療育手帳所持者は年々増加傾向にあり、令和2年9月末日現在の手帳所持者数は252人、本町の障害のある人の概ね2割（17.5%）を占めています。

また、令和2年の知的障害における年齢別の状況では、18歳未満は36人、18歳以上は216人となっています。

障害程度別にみると、令和2年の判定別では、重度であるA判定の方が92人、B判定の方が160人となっており、A判定、B判定共に増加推移となっています。

図表 知的障害のある人の推移（平成29年度～令和2年度）

（単位：人・%）

|              | 平成29年度<br>(2017) | 平成30年度<br>(2018) | 令和元年度<br>(2019) | 令和2年度<br>(2020) |
|--------------|------------------|------------------|-----------------|-----------------|
| 知的障害者・児      | 229              | 242              | 250             | 252             |
| 18歳未満        | 42               | 40               | 38              | 36              |
| 18歳以上        | 187              | 202              | 212             | 216             |
| 障害者数全体に占める割合 | 15.9             | 16.8             | 17.4            | 17.5            |

図表 判定別の推移（平成29年度～令和2年度）

（単位：人）

|   | 平成29年度<br>(2017) | 平成30年度<br>(2018) | 令和元年度<br>(2019) | 令和2年度<br>(2020) |
|---|------------------|------------------|-----------------|-----------------|
| A | 82               | 86               | 92              | 92              |
| B | 147              | 156              | 158             | 160             |

資料：健康福祉課（各年度3月末現在、令和2年度は9月末現在）

#### (4) 精神障害のある人

本町における精神障害者保健福祉手帳所持者は年々増加傾向にあり、令和2年9月末日現在の手帳所持者数は169人、本町の障害のある人の概ね1割(11.7%)を占めています。

手帳の等級別にみると、各年ともに2級が最も多く、令和2年では、100人となっています。

図表 精神障害のある人の推移(平成29年度～令和2年度)

(単位:人・%)

|              | 平成29年度<br>(2017) | 平成30年度<br>(2018) | 令和元年度<br>(2019) | 令和2年度<br>(2020) |
|--------------|------------------|------------------|-----------------|-----------------|
| 精神障害者・児      | 145              | 160              | 167             | 169             |
| 障害者数全体に占める割合 | 10.1             | 11.1             | 11.6            | 11.7            |

図表 判定別の推移(平成29年度～令和2年度)

(単位:人)

|    | 平成29年度<br>(2017) | 平成30年度<br>(2018) | 令和元年度<br>(2019) | 令和2年度<br>(2020) |
|----|------------------|------------------|-----------------|-----------------|
| 1級 | 21               | 16               | 18              | 17              |
| 2級 | 88               | 92               | 97              | 100             |
| 3級 | 36               | 52               | 52              | 52              |

資料:健康福祉課(各年度3月末現在、令和2年度は9月末現在)

本町における自立支援医療(精神通院医療)認定者数についても年々増加傾向にあり、令和2年9月末日現在は376人となっています。

図表 自立支援医療(精神通院医療)認定者数の推移(平成29年度～令和2年度)

(単位:人)

|           | 平成29年度<br>(2017) | 平成30年度<br>(2018) | 令和元年度<br>(2019) | 令和2年度<br>(2020) |
|-----------|------------------|------------------|-----------------|-----------------|
| 精神通院医療対象者 | 335              | 331              | 347             | 376             |

資料:健康福祉課(各年度3月末現在、令和2年度は9月末現在)

### Ⅲ 計画の基本理念

---

障害のある人が地域で暮らしていくためには、抱える様々な生活課題を見直し、誰もが暮らしやすいと思えるまちづくりが求められます。

本計画の基本的な方向性を定めた「美里町障害者計画」において「障害のある人も、ない人も一人ひとりが輝き、ともに生きるまちづくり」を基本理念としていることから、継承し、より一層発展させていくこととします。

#### 1 第6期障害福祉計画について

障害福祉計画は、本町の障害のある人が生涯を通じて自立した生活を送ることができるよう、地域生活での支援や一般就労への支援、相談支援などのサービス提供体制の確保に関する目標などを定めるものです。

第6期障害福祉計画では、第5期障害福祉計画（平成30年度～令和2年度）にかかる各年度のサービス見込み量の達成状況を点検・評価し、その結果を踏まえて内容を見直し、令和3年度から令和5年度までの計画を定めます。国の基本指針に基づき、第6期障害福祉計画に盛り込む内容は次のとおりです。

#### (1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

「障害のある人もない人も一人ひとりが輝き、ともに生きるまちづくり」という考え方のもとに、障害者などが自分の住みたい場所に住み、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立と社会参加が実現できるよう、自己決定と自己選択を尊重するとともに、意思決定の支援（判断の根拠となる情報や社会経験に根差した考え方の提供）に配慮します。

#### (2) 本町を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害にかかわる制度の一元化への対応として、障害者などがその障害の種別にかかわらず、必要なサービスなどを利用することができるよう、サービス提供基盤の充実を図ります。

#### (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者などの自立と社会参加を支援する観点から、入院や入所からの地域生活への移行、地域生活の継続支援や就労支援といった重要な課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用しながら、障害者などの生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を進めます。

#### (4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組めます。

また、障害などの属性にかかわらず、様々な相談を受け止め、自ら対応またはつなぐ機能、多機関が協働して継続的につながる機能を備えた相談支援、相談支援と一体的に行う就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援などを進めていきます。

#### (5) 障害福祉の人材確保

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービスなどを提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。

そのために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進などに取り組んでいきます。

#### (6) 障害者の社会参加を支える取組

障害者が文化芸術を楽しみ、創造や発表などの多様な活動に参加する機会の確保などを通じて個性や能力などを発揮することにより、障害者の地域における社会参加の促進を図ります。また、読書を通じて文字・活字文化の恵みを受けることができるよう、視覚障害者などの読書環境の整備に取り組んでいきます。

## 2 第2期障害児福祉計画について

障害児福祉計画は、本町の障害児支援のニーズに的確に応えることができるよう、障害児通所支援などの提供体制を整備し、円滑な実施を確保していくための目標及び見込み量を確保するための方策を定めるものです。

なお、国の基本指針に基づき、第2期障害児福祉計画に盛り込む内容は、次のとおりです。

### 障害児の健やかな育成のための発達支援

質の高い障害児通所支援・障害児相談支援の充実を図るため、地域支援体制の構築を進めるとともに、障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育などの支援を受けられるようにしていくことで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が成長できるよう地域参加や包容を推進していきます。また、ライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供できるよう、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関と連携を図ります。

## IV 第6期障害福祉計画

### 1 計画期間における成果目標

計画期間における成果目標を次のとおり設定します。

※詳細は計画案のP21～24をご覧ください。

- (1) 施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- (4) 福祉施設からの一般就労への移行等
- (5) 相談支援体制の充実・強化等
- (6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### 2 障害福祉サービスの見込み量及び確保の方策

町では、令和5年度の目標値の実現と障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び地域生活支援事業の円滑な提供に向けて、地域の実情やサービス利用状況、新たなサービス対象者などを勘案しつつ、計画期間における適切なサービス提供量を見込み、その確保に努めていきます。

#### ■訪問系サービス（1か月当たりの利用見込み）

| 項 目   | 単 位  | 第6期             |                 |                 |
|---|------|-----------------|-----------------|-----------------|
|   |      | 令和3年度<br>(2021) | 令和4年度<br>(2022) | 令和5年度<br>(2023) |
| ・居宅介護 ・重度訪問介護<br>・同行援護 ・行動援護<br>・重度障害者等包括支援 | 計画値  | 22              | 23              | 24              |
|   | 計画値  | 253             | 265             | 276             |
| 1人当たり見込み利用量                                 | 時間/月 | 11.5            | 11.5            | 11.5            |

■日中活動系サービス（1か月当たりの利用見込み）

| 項 目            |     | 単 位             | 第 6 期           |                 |                 |
|----------------|-----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|                |     |                 | 令和3年度<br>(2021) | 令和4年度<br>(2022) | 令和5年度<br>(2023) |
| 生活介護           | 計画値 | 利用人数<br>(実人/月)  | 76              | 77              | 78              |
|                | 計画値 | 利用日数<br>(人日分/月) | 1,573           | 1,594           | 1,615           |
| 1人当たり見込み利用量    |     | 人日/月            | 20.7            | 20.7            | 20.7            |
| 自立訓練<br>(機能訓練) | 計画値 | 利用人数<br>(実人/月)  | 0               | 0               | 0               |
|                | 計画値 | 利用日数<br>(人日分/月) | 0               | 0               | 0               |
| 1人当たり見込み利用量    |     | 人日/月            | 0.0             | 0.0             | 0.0             |
| 自立訓練<br>(生活訓練) | 計画値 | 利用人数<br>(実人/月)  | 2               | 2               | 2               |
|                | 計画値 | 利用日数<br>(人日分/月) | 40              | 40              | 40              |
| 1人当たり見込み利用量    |     | 人日/月            | 20.0            | 20.0            | 20.0            |
| 就労移行支援         | 計画値 | 利用人数<br>(実人/月)  | 6               | 6               | 6               |
|                | 計画値 | 利用日数<br>(人日分/月) | 100             | 100             | 100             |
| 1人当たり見込み利用量    |     | 人日/月            | 16.7            | 16.7            | 16.7            |
| 就労継続支援<br>(A型) | 計画値 | 利用人数<br>(実人/月)  | 20              | 20              | 20              |
|                | 計画値 | 利用日数<br>(人日分/月) | 420             | 420             | 420             |
| 1人当たり見込み利用量    |     | 人日/月            | 21.0            | 21.0            | 21.0            |
| 就労継続支援<br>(B型) | 計画値 | 利用人数<br>(実人/月)  | 75              | 78              | 81              |
|                | 計画値 | 利用日数<br>(人日分/月) | 1,445           | 1,505           | 1,563           |
| 1人当たり見込み利用量    |     | 人日/月            | 19.3            | 19.3            | 19.3            |
| 就労定着支援         | 計画値 | 利用人数<br>(実人/月)  | 6               | 8               | 10              |
| 療養介護           | 計画値 | 利用人数<br>(実人/月)  | 6               | 6               | 6               |
| 短期入所<br>(福祉型)  | 計画値 | 利用人数<br>(実人/月)  | 17              | 18              | 19              |
|                | 計画値 | 利用日数<br>(人日分/月) | 105             | 112             | 118             |
| 1人当たり見込み利用量    |     | 人日/月            | 6.2             | 6.2             | 6.2             |
| 短期入所<br>(医療型)  | 計画値 | 利用人数<br>(実人/月)  | 1               | 1               | 1               |
|                | 計画値 | 利用日数<br>(人日分/月) | 4               | 4               | 4               |
| 1人当たり見込み利用量    |     | 人日/月            | 4.0             | 4.0             | 4.0             |

■居住系サービス（1か月当たりの利用見込み）

| 項 目    |     | 単 位            | 第 6 期           |                 |                 |
|--------|-----|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|        |     |                | 令和3年度<br>(2021) | 令和4年度<br>(2022) | 令和5年度<br>(2023) |
| 共同生活援助 | 計画値 | 利用人数<br>(実人/月) | 39<br>(14)      | 40<br>(14)      | 45<br>(16)      |
| 施設入所支援 | 計画値 | 利用人数<br>(実人/月) | 27              | 27              | 27              |
| 自立生活援助 | 計画値 | 利用人数<br>(実人/月) | 1<br>(1)        | 1<br>(1)        | 1<br>(1)        |

※（ ）内の数字は、精神障害者の人数の内訳となります。

■相談支援（1か月当たりの利用見込み）

| 項 目    |     | 単 位            | 第 6 期           |                 |                 |
|--------|-----|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|        |     |                | 令和3年度<br>(2021) | 令和4年度<br>(2022) | 令和5年度<br>(2023) |
| 計画相談支援 | 計画値 | 利用人数<br>(実人/月) | 50              | 53              | 56              |
| 地域移行支援 | 計画値 | 利用人数<br>(実人/月) | 1<br>(1)        | 1<br>(1)        | 1<br>(1)        |
| 地域定着支援 | 計画値 | 利用人数<br>(実人/月) | 1<br>(1)        | 1<br>(1)        | 1<br>(1)        |

※（ ）内の数字は、精神障害者の人数の内訳となります。

■地域生活支援事業

| 項 目                   | 単 位 | 第6期             |                 |                 |
|-----------------------|-----|-----------------|-----------------|-----------------|
|                       |     | 令和3年度<br>(2021) | 令和4年度<br>(2022) | 令和5年度<br>(2023) |
| ① 理解促進・研修啓発事業         | 実施  | 実施              | 実施              | 実施              |
| ② 自発的活動支援事業           | 実施  | 実施              | 実施              | 実施              |
| ③ 相談支援事業              |     |                 |                 |                 |
| 障害者相談支援事業             | か所  | 2               | 2               | 2               |
| 基幹相談支援センター            | 有   | 有               | 有               | 有               |
| 市町村相談支援機能強化事業         | 有無  | 無               | 無               | 無               |
| 住宅入居等支援事業             | 有無  | 無               | 無               | 無               |
| ④ 成年後見制度利用支援事業        |     |                 |                 |                 |
| 成年後見制度利用支援事業          | 件   | 1               | 1               | 1               |
| ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業      | 実施  | 実施              | 実施              | 実施              |
| ⑥ 意思疎通支援事業            |     |                 |                 |                 |
| 手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業     | 件   | 15              | 15              | 15              |
| ⑦ 日常生活用具給付事業          |     |                 |                 |                 |
| 日常生活用具給付事業（計）         | 件   | 710             | 710             | 710             |
| 介護訓練支援用具              | 件   | 2               | 2               | 2               |
| 自立生活支援用具              | 件   | 3               | 3               | 3               |
| 在宅療養等支援用具             | 件   | 4               | 4               | 4               |
| 情報・意思疎通支援用具           | 件   | 20              | 20              | 20              |
| 排泄管理支援用具              | 件   | 680             | 680             | 680             |
| 住宅改修費                 | 件   | 0               | 0               | 0               |
| ⑧ 移動支援事業              |     |                 |                 |                 |
| 移動支援事業                | 人   | 5               | 5               | 5               |
|                       | 時間  | 366             | 366             | 366             |
| ⑨ 地域活動支援センター          |     |                 |                 |                 |
| 地域活動支援センター            | か所  | 1               | 1               | 1               |
|                       | 人   | 15              | 15              | 15              |
| ⑩ 訪問入浴サービス事業          |     |                 |                 |                 |
| 訪問入浴サービス事業            | 人   | 1               | 1               | 1               |
|                       | 回数  | 104             | 104             | 104             |
| ⑪ 日中一時支援事業            |     |                 |                 |                 |
| 日中一時支援事業              | 人   | 7               | 7               | 7               |
|                       | 回数  | 95              | 95              | 95              |
| ⑫ スポーツ・レクリエーション教室開催など | 実施  | 実施              | 実施              | 実施              |

## V 第2期障害児福祉計画

---

### 1 計画期間における成果目標

計画期間における成果目標を次のとおり設定します。

※詳細は計画案のP46～47をご覧ください。

- (1) 児童発達支援センターの設置
- (2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
- (3) 重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保
- (4) 医療的ケア児に対する協議の場の設置

### 2 障害児福祉サービスの見込み量及び確保の方策

計画期間である令和3年度から令和5年度において、障害児通所支援等の提供体制を整備し、円滑な実施を確保していくための目標及び見込み量を確保するための方策を定めています。

■障害児通所支援（1か月当たりの利用見込み）

| 項 目             |     | 単 位             | 第 2 期           |                 |                 |
|-----------------|-----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|                 |     |                 | 令和3年度<br>(2021) | 令和4年度<br>(2022) | 令和5年度<br>(2023) |
| 放課後等<br>デイサービス  | 計画値 | 利用人数<br>(実人/月)  | 31              | 33              | 35              |
|                 | 計画値 | 利用日数<br>(人日分/月) | 515             | 548             | 581             |
| 1人当たり見込み利用量     |     | 人日/月            | 16.6            | 16.6            | 16.6            |
| 児童発達支援          | 計画値 | 利用人数<br>(実人/月)  | 10              | 11              | 12              |
|                 | 計画値 | 利用日数<br>(人日分/月) | 185             | 204             | 222             |
| 1人当たり見込み利用量     |     | 人日/月            | 18.5            | 18.5            | 18.5            |
| 医療型発達支援         | 計画値 | 利用人数<br>(実人/月)  | 0               | 0               | 0               |
|                 | 計画値 | 利用日数<br>(人日分/月) | 0               | 0               | 0               |
| 1人当たり見込み利用量     |     | 人日/月            | 0.0             | 0.0             | 0.0             |
| 居宅訪問型<br>児童発達支援 | 計画値 | 利用人数<br>(実人/月)  | 1               | 1               | 1               |
|                 | 計画値 | 利用日数<br>(人日分/月) | 1               | 1               | 1               |
| 1人当たり見込み利用量     |     | 人日/月            | 1.0             | 1.0             | 1.0             |
| 保育所等訪問支援        | 計画値 | 利用人数<br>(実人/月)  | 1               | 1               | 1               |
|                 | 計画値 | 利用日数<br>(人日分/月) | 1               | 1               | 1               |
| 1人当たり見込み利用量     |     | 人日/月            | 1.0             | 1.0             | 1.0             |

■障害児相談支援（1か月当たりの利用見込み）

| 項 目           |     | 単 位            | 第 2 期           |                 |                 |
|---------------|-----|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|               |     |                | 令和3年度<br>(2021) | 令和4年度<br>(2022) | 令和5年度<br>(2023) |
| 障 害 児 相 談 支 援 | 計画値 | 利用人数<br>(実人/月) | 10              | 12              | 14              |

## VI 計画の推進

---

### 1 計画の推進における連携

#### (1) 県及び大崎圏域での連携

県及び大崎圏域内の市町と連携を図りながら、障害福祉施策を推進していくうえで不可欠な保健・医療・福祉に関わる各種資格者、専門従事者などの計画的養成と確保に努め、安定した事業提供量を図ります。

#### (2) 庁内における連携

庁内においては、各分野の進捗状況を定期的に把握するとともに、複雑・多様化しつつある施策ニーズに対し、柔軟に対応できるよう関係各課の緊密な連携に取り組みます。

また、障害者差別解消法の施行を受けて、町においては合理的配慮を提供することが法的義務となりました。そのため、各種研修などを通じ、職員の障害のある人への理解と人権意識や福祉意識の向上に努めます。

#### (3) 地域自立支援協議会との連携

障害のある人が地域で自立した生活をするための様々なニーズを的確に把握し、きめ細かな支援を行うことができるよう、地域自立支援協議会を地域課題の共有・解決を担う検討の場として明確に位置付け、相談支援事業所と連携し、より効果的に運営します。

#### (4) サービス提供事業所と連携したサービスの質・量の確保

障害のある人やその家族の状況を踏まえ、サービスの質の向上と安定した供給に向けて、サービス提供事業所と連携し、必要なニーズの把握とともに、必要なサービス提供などに対応した供給体制を確保します。

#### (5) 住民や地域活動団体などとの連携

計画の確実な推進を図るために、町内外の様々な主体が、それぞれの役割を担い、相互に協力し合えるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

また、地域で共生する社会を構築していくためには、地域の方々の障害への理解、協力とともに、地域福祉の推進が必要不可欠であるため、社会福祉協議会などとも連携を図り、生活支援や障害に関わる特性などの理解を深めます。

## 2 計画の進行管理

### (1) 点検及び評価体制

本計画の推進にあたっては、関係する庁内関係各課と連携を図りながら、進捗状況を確認、評価を行いながら計画を推進するとともに、「サービス提供が適切に行われているか」「地域生活への移行が進んでいるか」「一般就労への移行が進んでいるか」など、令和5年度末の目標値として設定した項目についての達成状況を点検・評価する機会を設け、その結果に基づき、必要な対策を講じていくものとします。

毎年の実施状況を地域自立支援協議会に報告し、進捗状況の点検と評価を受けながら、PDCAの構築に努めます。

### (2) 成果目標と活動指標について

#### ① 成果目標

成果指標に関しては、国の示した障害福祉計画及び障害児福祉計画に関する基本指針を踏まえ、「第6期障害福祉計画における成果目標の設定」、及び「第2期障害児福祉計画における成果目標の設定」に掲げる目標値を成果目標とし、サービス体系の整備を行います。

#### ② 活動指標

活動指標は、成果目標などを達成するためにサービスの必要量の見込を評価の指標として設定するもので、その確保状況の進捗を成果目標とともに、定期的に評価していきます。

## 3 計画の普及・啓発

本計画内容について広報などでの普及・啓発を行い、周知を図ります。

また、一人ひとりが、福祉の担い手であるという意識を持っていただくために、様々な地域活動を通じて障害への理解、計画の普及・啓発を行います。